第2次西東京市農業振興計画 (中間見直し)

平成 31(2019) 年度~平成 35(2023) 年度



平成 31 (2019) 年 3月



はじめに



本市は都心部に近く、交通機関が充実した住みやすいまちとして発展してきました。 平成29(2017)年には人口が20万人を突破し、今後も人口が増加することが予想されています。

「健康」応援都市を掲げる本市にとっては、20万人を超える市民の皆様の健康的な暮らしを実現するためにも、農業、農地が果たす役割がより重要となっています。

特に、近年評価されている農地の生産、環境保全、防災等の多面的機能や、平成 27 (2015) 年に施行された都市農業振興基本法、平成 29 (2017) 年に施行された改正生産緑地法をはじめとする農業に関連する制度改正は、これからの都市農業のあり方を大きく変える可能性があります。

このような状況の変化を踏まえ、本市における農業振興の方向性を定めるため、平成 26 (2014) 年に策定した第2次農業振興計画の後期に向けた中間見直しを行いました。

これからも農業者や市民の皆様、関係機関等のご理解とご協力をいただき、本計画に定める事業を着実に推進することにより、農業、農地がまちの中で輝き、「住み続けたい・住みたいまち 西東京市」の魅力となることを目指してまいります。

結びに、本計画の中間見直しにあたり、活発なご議論をいただきました西東京市農業振興計画推進委員会の委員の皆様に心からの感謝を申し上げます。

平成 31 (2019) 年 3 月

西東京市長 丸 よ 浩 一

第1章	はじめに
1 計	·画見直しの目的と計画の位置付け
2 西	東京市の農業の目指す方向性
3 基	- 本指標の設定 2
第2章	西東京市の農業
1 農	業を取り巻く状況の変化6
(1)	都市農業に関する動向6
(2)	第2次西東京市農業振興計画の5年間の振り返り8
2 西	東京市の農業の現状と課題
(1)	農業経営の現状と課題
` /	担い手の現状と課題 1 3
• •	農地の現状と課題
(4)	農業者と市民との交流に係る現状と課題 2 1
第3章	計画の実現に向けた施策の展開
1 計	画の体系 2 4
2 施	策の展開 2 5
` ,	食と暮らしを支える多様な農業 2 5
	多様な担い手が生きがいややりがいを感じる農業経営 27
	農地の保全と活用
(4)	農業を通じた交流 3 1
3 計	·画実現に向けた各主体の役割 3 3
4 計	・画推進体制の確立 3 3
S/- do 1 /	
資料編	
西東京	市農業振興計画推進委員会34
(1)	開催概要 3 4
(2)	西東京市農業振興計画推進委員会設置要綱・委員名簿 35
用語解説	

第1章 はじめに

1 計画見直しの目的と計画の位置付け

【第2次西東京市農業振興計画中間見直しの目的】

西東京市(以下「本市」という。)は、平成26 (2014)年3月に第2次西東京市農業振興計画を策定し、平成26 (2014)年度から平成35 (2023)年度までの10年間の農業施策を明らかにし、その推進を図ってきました。

平成 31 (2019) 年度からの計画後期にあたり、これからの社会情勢や、農業を取り巻く環境の変化に対応した農業施策を推進する必要があります。特に、2020 年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されること、平成 34 (2022) 年には生産緑地地区指定から 30 年が経過した農地の買取り申出が可能となることを受けた各種制度改正等が進む等、今後、都市農業を取り巻く状況は大きく展開する可能性を有しています。また、引き続き農地に係る税制の議論も続いているところです。

これまでの計画の進捗状況等を点検・評価し、必要に応じて計画の見直しや改善等を行うとともに、 今後の農業施策への提言等を中間見直しとして整理します。

【計画の位置付けと関連計画等との関係】

本計画は、「西東京市第2次基本構想・基本計画」を上位計画とする農業分野の計画として位置付けられるとともに、「西東京市産業振興マスタープラン」に示された農業分野の振興方針をより具体的に示すものです。

また、本計画は、「都市農業振興基本法」における、本市の地方計画を兼ねるものです。また、「農業経営基盤強化促進法」の基本構想としても位置付けられ、農業経営改善計画の策定支援及び認定農業者制度の適用の前提となるものです。

本計画は、「東京農業振興プラン」との整合も図り、本市における農業振興の方針・施策を明らかにするとともに、実現に向けた具体的な事業を選定します。

西東京市第 2 次基本構想・基本計画 都市農業振興基本法 農業経営基盤強化促進法 西東京市産業振興マスタープラン 東京都農業振興基本方針 東京農業振興プラン

第2次西東京市農業振興計画

【計画期間】

本計画は、平成 26 (2014) 年度から平成 35 (2023) 年度までの 10 年間を計画期間とします。 今回の中間見直しは、平成 31 (2019) 年度から平成 35 (2023) 年度までの取組みとし、計画の進 捗状況や社会経済情勢を注視しながら、施策を推進します。

計画期間(平成 26(2014)年度~平成 35(2023)年度) 10 年間 前期(平成 26(2014)年度~平成 30(2018)年度) 後期(平成 31(2019)年度~平成 35(2023)年度)

2 西東京市の農業の目指す方向性

【将来像】

食の安心 みんなの健康 生活にうるおい

~住み続けたい農のあるまち・西東京市~

食・健康・生活は、市民生活を営むために欠かすことのできない重要な要素です。この3つの要素に深く関わり、市民の暮らしを支えるものが農業です。

本市は、「健康」応援都市の実現を目指し、市民一人ひとりのからだの健康はもとより、社会や経済、居住や教育といった生活環境の健康水準向上にも取り組んでいます。そのために「農」の多面的機能の発揮により、市内のいろいろな場面で「農」が感じられる良好な住環境を維持し、農業者と市民にとって、「西東京市の農業」が日々の暮らしの魅力となり、これからも住み続けたいまちとなることを、今回の中間見直しにおいても目指します。



〔農のある風景〕

【基本方針】

「住み続けたい農のあるまち・西東京市」を実現するために、次の4つの項目を基本方針とします。

- ① 食と暮らしを支える多様な農業を展開します。
- ② 多様な担い手が、生きがいややりがいを感じる農業経営をつくります。
- ③ 都市の貴重な農地を保全するとともに、農地の多面的機能を発揮することで、市民 生活に安らぎや潤いを与えます。
- ④ 市民、地域及び行政が一体となり、西東京市の農業を支える取組みを推進し、都市 と農業が共生するまちをつくります。

3 基本指標の設定

本計画の計画期間に基づき、概ね5年後の平成35(2023)年度の市内農業に係る主要な指標を、次のように設定します。

農家数

農家数は、平成 22 (2010) 年時点で 276 戸(農林業センサス)でしたが、平成 27 (2015) 年時点は 234 戸(農林業センサス)と、 5 年間で 42 戸 (15.2%)、年平均 8.4 戸減少しています。このまま推移すると、平成 35 (2023) 年度には 183 戸まで減少してしまいます。本計画に基づく農業振興策を講ずることにより、平成 35 (2023) 年度の農家数を 200 戸と設定します。

② 農地面積

農地面積は、平成 24 (2012) 年時点で 177.0ha でしたが、平成 29 (2017) 年時点で 137.3ha(市民部資産税課資料)と、5年間で 39.7ha (22.4%)、年平均で 7.94ha (生産緑地が 2.3ha/年、宅地化農地が 5.6ha/年)減少しており、このまま推移すると、平成 35 (2023) 年度の農地面積は、100haを下回ってしまいます。農地保全施策を展開することで、平成 35 (2023) 年の農地面積を 118haと設定します。

③ 中核的な農家数

「中核的な農家」は、農業継続意向が高く、効率的でかつ安定的な経営を行うとともに、⑦の経営モデルに該当する所得を目標とする農家とします。平成30(2018)年現在、認定農業者は53経営体であり、農業者支援策を講ずることにより「中核的な農家」の確保に努め、認定農業者を含めた60戸を、平成35(2023)年の当該農家数と設定します。

④ 農用地利用集積目標

平成 30 (2018) 年現在の認定農業者の集積面積は 39.6ha であり、農地面積 137.3ha に対する集積率は 28.8%となります。「中核的な農家」の農用地面積は、戸当たり農地面積 64.8a(平成 27(2015)年農林業センサス) に 60 戸を乗じると 38.8ha となることから、農地面積の目標 118ha に基づき、平成 35 (2023) 年度の農用地の利用集積目標は 32.9%と設定します。

なお、農業経営基盤強化促進法に基づく「農業経営基盤強化促進事業」及び「農地利用集積円滑 化事業」については、市域全域が市街化区域であるため、該当しません。

また、面的集積は困難なため、施設化等の推進により農地の高度利用を図り、実質的な経営耕地面積の確保に努めていきます。

⑤ 労働時間と農業所得目標

労働力は、主たる従事者1人と補助的従事者1人からなる家族経営を基本にして、パートタイマーを中心とする臨時雇用や援農ボランティア等の活用も考慮します。

労働時間は、農業者の健康や余暇時間を確保する観点から、農作業の省力化対策を積極的に進めるとともに、経営に合わせた臨時雇用や援農ボランティア等の活用により、平成 35 (2023) 年の主たる従事者 1 人当たりの年間労働時間を概ね 1,800 時間と設定します。

また、平成 35 (2023) 年の年間農業所得の目標は、他産業従事者と遜色のない水準を確保することを目標に、「地域農業をリードする農家」は概ね年間 800 万円、「中核的な農家」は概ね年間 300 万円~500 万円と設定します。

なお、本市は、自給的な農業者も少なくないため、平成 35 (2023) 年の 10 a 当たりの所得目標を 15 万円 \sim 30 万円と設定します。

6 農業経営と農用地利用関係の改善

農産物の販売では、都市農業の利点を活かし、契約栽培や直売を主に市内流通を促進します。農業経営は、新たな管理手法を取り入れ合理化を進めるとともに、複式簿記記帳により、経営と家計の分離を図ることや青色申告の実施を進めます。また、臨時雇用や援農ボランティアによる労働負担の軽減及び家族間の役割分担の明確化による労働環境の改善を進めます。

さらに、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、認定農業者等の担い手の状況に応じ、(ア)地域の地理的自然的条件、(イ)営農類型の特性、(ウ)農地の保有及び利用状況、(エ)農業者の意向を

踏まえた、効率的かつ安定的な農業経営の実現を後押しします。その際、本市は、関係機関及び関係団体とともに、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、認定農業者等の担い手が農業経営の改善を計画的に進めるための措置を必要に応じて行います。

⑦ 経営モデルの設定

経営モデルは、「中核的な農家」等、本市の農業を担う農業経営体を概ね5年間で育成する目標 として、下表に示す営農類型別に設定します。

(ア)西東京市の農業をリードする経営モデル (所得目標 800 万円)

(イ) 地域の農業を担う経営モデル (所得目標 500万円)

(ウ)農業の広がりを支える経営モデル (所得目標 300万円)

(エ)農業生産法人等企業的な経営モデル (販売目標 1,000万円以上)

《西東京市営農類型別経営モデル》

西東京市宮農類型別経宮モナル》							
営農類型	経営面積 (作付面積)	主な作物等	家族労働力 (雇用労働力、 ボランティア)	農業所得 (万円)	主な施設等		
野菜 (量販店等への直接・	80a (200a) 施設10a	トマト、キュウリ、ナス、 ホウレンソウ、コマツナ、 ネギ、スイートコーン、エ	3人 (2人)	1,000	パイプハウス、 暖房機、養液栽培		
出荷+直売)	40a (100a) 施設 5 a	ダマメ、ブロッコリー、イ チゴ、サトイモ、シントリ ナ、ルッコラ、ハーブ類等	2人	500	吸 方 (機) 、		
野菜	100a (250a)	キャベツ、ブロッコリー、 ダイコン、ホウレンソウ、	2.5人 (1人)	800	パイプハウス、 暖房機、養液栽培		
(市場出荷+直売)	50a (150a) 施設 5 a	コマツナ、カブ、トマト、 キュウリ等	2 人	500	吸房機、食飲利品 システム		
野菜	80a (160a)	トマト、キュウリ、ナス、ホウレンソウ、コマツナ、	2. 5人	500	パイプハウス、		
(直売)	40a(100a) 施設10a	ネギ、スイートコーン、エ ダマメ、ブロッコリー、イ チゴ等	2人	300	暖房機、養液栽培 システム		
農業体験農園+直売	50a	トマト、キュウリ、ナス、 ホウレンソウ、コマツナ、 ネギ、スイートコーン、エ ダマメ、ブロッコリー等	2人	500	体験農園用施設、パイプハウス		
果樹	100a (施設 5 a)	梨、ブドウ、キウイフルー	2.5人 (2人)	800	果樹用ハウス、果		
(直売)	50a	ツ、カキ、ブルーベリー	2人(1人)	500	樹棚、防鳥網、養 液栽培システム		
花卉	80a 施設20a	++-1	3人 (2人)	800	鉄骨ハウス、パイ プハウス、暖房		
(市場出荷)	40a	花壇苗、鉢物	2人 (1人)	500	機、土詰機、土壌 消毒機、播種機		
拉上	160a	サツキ・ツツジ類、コニフ	2.5人	800	ミニシャベル、ク		
植木	80a	ァー類、ハナミズキ	2人	500	レーン付トラッ ク、粉砕機		
キノコ	10,000床 (菌床栽培)	シイタケ、キクラゲ、ヒラ タケ	2人	500	シイタケーシメジ		

⑧ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標及び農業経営の指標

(ア) 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

平成 29 (2017) 年度の新規就農者 (フレッシュ&Uターン参加者) は 6名となっています。 今後、農業従事者の高齢化や減少を考慮すると、安定的、かつ計画的に担い手を確保していく 必要があります。

国及び東京都が掲げる新規就農者の確保の方針を踏まえ、年間4人の当該青年等の確保を目標とします。

労働時間は、健康や余暇時間を確保する観点から、他の農業者の目標と均衡する 1,800 時間 を年間総労働時間として設定します。

また、農業経営開始から5年後の年間農業所得の目標は、効率的で安定的な経営を行う「中核的な農家」として位置付けられることを志向し、概ね年間300万円~500万円と設定します。

(イ) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組み

新規就農者への支援体制については、東京都の就農相談機関である東京都青年農業者等育成センター(公益財団法人東京都農林水産振興財団)及び東京都農業会議との連携を図りながら、就農相談機能の充実を図ります。また、技術指導及び経営指導については、中央農業改良普及センター、JA東京みらい等と連携して、重点的に指導を行い、将来的には認定農業者へと誘導していきます。

(ウ) 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

(ア)に示したような目標を可能とする農業経営の指標としては、⑦ 経営モデルの例示に示す(イ)地域の農業を担う経営モデル及び(ウ)農業の広がりを支える経営モデルを指標とします。

第2章 西東京市の農業

1 農業を取り巻く状況の変化

(1) 都市農業に関する動向

都市農業は、都市住民の生活との関係の中で発展し、都市的土地利用との競合の影響を受けてきま した。

高度経済成長期には、旺盛な宅地需要の下で、住宅難の解消を求める世論が大勢となり、都市農業への風当たりは強まりました。市街地が急激に拡大する一方、農薬散布や土ぼこり等による周辺住民からの苦情、地価の上昇による土地所有コストの増大等により、農業経営は逆風にさらされました。近年、都市農地の保全についての制度改正が進みましたが、相続時の税制等は依然として農業者にとっての課題となっています。

一方、都市農業に対する都市住民の世論は大きく変わりつつあります。食の安全への意識が高まり、 身近な農地で生産された新鮮で安全・安心な農産物が手に入ることが高く評価されるとともに、自ら 農作物を育てたいというニーズも強まっています。

こうした中、都市農業が果たしてきた農産物の供給機能に加えて、防災、景観形成、環境保全、農業体験・学習の場、農業や農業施策に対する理解の醸成等の多様な機能への評価が高まっています。

○都市農業振興基本法(平成 27 (2015) 年 4 月施行)

「都市農業振興基本法」が制定され、都市農業の振興に対する基本理念が定められました。さらに、平成 28 (2016) 年 5 月に、同法第 9 条に基づく「都市農業振興基本計画」が閣議決定され、都市農業の振興と農地保全に関する国の基本的な考え方が示される等、都市農業が安定的に継続できる環境が整いつつあります。このことにより、これまで宅地や公共施設の予定地等としてみなされてきた都市農地の位置付けが、「あって当たり前のもの」、さらには「あるべきもの」へと大きく転換され、都市を形成する上で農地を重要な役割を果たすものとして捉えることが必要となっています。

○都市農業に関連する法律の改正等

■都市緑地法等の一部を改正する法律(平成 29(2017)年施行)

公園、緑地等のオープンスペースは、良好な景観や環境、にぎわいの創出等、潤いのある豊かな都市をつくる上で欠かせないものです。また、災害時の避難場所としての役割も担っています。都市内の農地も、近年、住民が身近に自然に親しめる空間として評価が高まっています。

このように、様々な役割を担っている都市の緑空間を、民間の知恵や活力をできる限り活かしなが ら保全・活用していくための都市緑地法等の一部を改正する法律及び関係政省令が施行されました。

《都市緑地法等の改正等の主な内容》

法律	項目	改正前	改正後
	生産緑地地区の	・一団で 500 m ³ 以上の区域とする	・面積要件を条例で 300 ㎡(政令で規定)まで引
生産緑地法一(平成29年	面積要件の引き	規模要件。	き下げ。
と 平 記 記 ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	下げ	・公共収用等に伴い、又は生産緑	・同一又は隣接する街区内に複数の農地がある場
地 20		地地区の一部の解除で残され	合、一団の農地等とみなして指定可能に(ただ
法 左		た面積が規模要件を下回ると、	し、個々の農地はそれぞれ 100 ㎡以上)。
<u> </u>		生産緑地地区全体が解除。	
部 6 改 月	生産緑地地区に	・農林漁業を営むために必要で生	・営農継続の観点から、新鮮な農産物等への需要
	おける建築規制	活環境の悪化をもたらすおそ	に応え、農業者の収益性を高める施設を追加
	の緩和	れがないものに限定(ハウス、	(生産緑地で生産された農産物等を活用する

		集荷施設、農機具収容施設、共 同利用選果場、休憩所・農作業 講習施設等)。	製造・加工施設、販売施設、レストラン)。
	特定生産緑地制度	(制度創設)	・生産緑地の所有者等の意向を基に、市町村は当該生産緑地を特定生産緑地として指定。 ・指定された場合、市町村に買取り申出ができる時期は、生産緑地指定後30年から、10年延期。 ・10年経過後は、改めて所有者等の同意を得て、繰り返し10年の延長可能。
都市計画法 一部改正 6月)	田園住居地域の 創設	(用途地域の創設)	・住居系用途地域の一類型として田園住居地域の 創設。 ・住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な居 住環境と営農環境を形成している地域を、ある べき市街地像として都市計画に位置付け、開発 /建築規制を通じてその実現を図る。
農地法 一部改正 年 (平成 5 月)	農業用ハウス等 の底地を全面より した場合も農地 扱いとする制度	・農作物の栽培施設(農業用ハウス等)の底地を全面コンクリート張りにした場合は農地に該当しないものとして取り扱う。	・農業用ハウス等の底地を全面コンクリート張り にした場合も、「農地」として扱い、固定資産 税や相続税等の税制上も「農地」として扱う。

■都市農地の貸借の円滑化に関する法律(平成30(2018)年9月施行)

農業従事者の減少・高齢化が進む中、都市における限られた貴重な資源である都市農地(生産緑地地区の区域内の農地)については、農地所有者以外の者であっても、意欲ある都市農業者等によって有効に活用されることが重要となります。このことから、都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずることにより、都市農地の有効な活用を図り、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上を目指していきます。

《都市農地の貸借の円滑化に係る法律の主な内容》

改正前	改正後
生産緑地の貸借は事	・相続税納税猶予制度適用農地での貸借が可能となり、貸借中に生産緑地の相続が発生した
実上困難	場合も相続税納税猶予制度の適用が可能(買取り申出には注意が必要)
(生産緑地で相続税	◇生産緑地の貸借
納税猶予制度の適	・生産緑地の貸借をする申請者(借受人)が市長に事業計画を提出、農業委員会の決定を経
用農地では営農困	て事業認定
難時を除き貸借不	・貸借の期間満了時に貸付人に返還、法人の借受も可能(一定の要件あり)
可)	◇農業協同組合・市以外の者におる市民農園の開設
	・特定農地貸付法の貸付規定等の要件を満たし、市、所有者、開設者での協定が必要
	・協定には適正に利用されていない場合に協定を廃止する旨を盛り込むことが要件

○東京農業振興プラン(平成 29(2017)年 5 月策定)

大都市東京の持つポテンシャルを活かし、『都市と共存し、都民生活に貢献する力強い東京農業』を目指していくために、「1 担い手の確保・育成と力強い農業経営の展開」、「2 農地保全と多面的機能の発揮」、「3 持続可能な農業生産と地産地消の推進」、「4 地域の特色を活かした農業の推進」の4つの視点で、新たな農業振興施策を展開しています。

区部や多摩の都市地域については、都民への農産物の供給に加えて、農業・農地が持つ多面的機能 をさらに発揮する取組みを推進することが位置付けられています。

- ・防災や環境保全、教育、レクリエーション、コミュニティ形成等の多面的機能を発揮させる区市 町の取組みを支援
- ・積極的に都市農地を確保するため、宅地化した土地を再び優良な農地として再生する際の除れき や客土等による整備を支援
- ・今後の都市農地に関する国の制度改正を見据え、小規模な生産緑地でも収益性を確保できる新技 術の導入や農地の貸借による農地保全等、新たな制度に対応できる施策を検討

(2) 第2次西東京市農業振興計画の5年間の振り返り

本計画では、4 つの基本方針のもと、その実現にむけて様々な施策を展開してきました。それらの施策について、庁内の関係部署調書の結果も踏まえ整理します。

① 食と暮らしを支える多様な農業

①-1 直売所のさらなる活用

- ・重要な販路である直売所について、その情報を本市 HP で発信するとともに、のぼり旗の配布、 イベントでのファームカーを活用した支援等を実施してきました。
- ・おでかけ図鑑の作成による直売の情報発信を行いました。

①-2 地産地消の推進

- ・めぐみちゃんメニュー事業として市内飲食店での市内産農産物活用メニューの提供を進め、食べ歩きイベントやマルシェの開催、メディアによる情報発信を実施しました。
- ・学校給食との連携として、農業者と学校栄養士との連絡会に参加し、栄養士連絡会では市内産 農産物を利用した共通メニューを市内小中学校、保育園で提供しました。

①-3 販路の拡大と西東京ブランドの育成

- ・市民や消費者、JA 及び販売店の他、商店街等とも連携し、めぐみちゃんブランドの普及啓発として、めぐみちゃんメニュー事業や「市産農産物等活用推進事業補助金」の対象の見直しにより、商工業者への活用を広げました。また、めぐみちゃんののぼり旗の配布や、庁内で連携しためぐみちゃんの使用拡大を図っています。
- ・JA 東京みらい保谷、田無両支店での直売所設置が実現し、両地 区で直売会が設立されました。これら直売所でのファームカー による広報も行っています。
- ・地域や商店街との連携としては、市内各所、イベントでのファームカーによる直売活動支援、防災訓練の実施、農業景観散策会での講師の依頼、テーブルファームの実施等自治会や商店街との連携を実施しています。



〔ファームカーの活用〕

② 多様な担い手が生きがいややりがいを感じる農業経営

②-1 若い担い手や女性農業者の育成

- ・地元と連携した後継者育成、新規就農者を含む若い担い手や女 性農業者の育成として、東京都の制度の活用や JA と連携した後 継者育成の支援、農業後継者顕彰の事業を推進してきました。
- ・認定農業者農業経営改善計画では、後継者も含めた農業経営の 計画策定支援を実施しています。



〔後継者・女性農業者〕

②-2 援農ボランティアの活用

・農業者と援農ボランティアのマッチング機会の提供として、青空塾修了生と農業者のマッチングを、農のアカデミー体験実習農園にて実施する仕組みによって、援農ボランティアの活躍の場が広がっています。スキルアップについても、市内農業者の協力を得て、農のアカデミー体験実習農園での実習の他、講演会や運営連絡会を開催しています。

②-3 効果的な支援による農業経営意欲の促進

・将来に渡り安定的かつ戦略的な農業経営を図る認定農業者への支援拡充として、本市独自の取組みである、「認定農業者経営改善支援補助金」を創設しました。また、経営改善計画作成への支援、認定農業者連絡会の開催を支援しています。

- ・新たな支援策の調査・研究として現状の補助金内容の精査、見直しを実施した他、直売所の魅 力向上を西東京市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けました。
- ・営農支援事業についても、JAにより支援事業が実施されています。

③ 農地の保全と活用

③-1 生産緑地の保全

- ・生産緑地地区制度については、生産緑地の再指定、下限面積要件の見直しを農業委員会から提 言し、下限面積要件を 300 ㎡に引き下げる条例制定を行いました。国において、生産緑地法、 都市計画法、農地法の改正、都市農地の貸借の円滑化に関する法律が制定されました。
- ・農地の適正な肥培管理としては、農業委員会との協力のもとで農地パトロールを実施し、担当 部署との情報共有を行っています。

③-2 多面的機能の発揮

・農地の持つ多面的機能の理解を深めるため、都市と農業が共生 するまちづくり事業を中心に取組みを進めてきました。花摘み の丘では、農業景観散策会、寄せ植え体験等を開催しています。 また、農のアトリエ「蔵の里」では、小学生への農業学習、高 齢者を対象としたテーブルファーム、自衛隊、消防署、地元自 治会の参加による畑の防災訓練を実施しています。



〔畑の防災訓練〕

・災害時の一時的な避難場所や農産物の供給を行う災害時協力農地について、JA と本市が協定を 締結し、農業者への情報提供等の支援を実施しています。

④ 農業を通じた交流

4-1 各種イベント、即売会等の実施

- ・市民が農業・農地・農産物にふれる機会の創出を積極的に進め てきました。
- ・農業にふれるイベントとして、花摘みの丘での農業景観散策会 の開催、農のアカデミー体験実習農園での収穫祭、市内農産物 を活用した料理教室を開催、親子の参加による野菜の播種、収 穫体験等、都市農業の PR を実施してきました。



〔緑のアカデミー〕

- ・即売会、地域イベントでのファームカーの活用や、めぐみちゃ んメニュー事業の中で、保谷駅、田無駅、西武柳沢駅周辺におけるマルシェの開催、農業者主 体のマルシェの開催について検討・協力を実施しました。
- ・市内産植木の広報、農業者との交流イベントとして、市民やふるさと納税者を招いた緑のアカ デミーを実施、農とのふれあい散歩道として、ルートを選定し、農業景観散策会において情報 発信を実施しました。

4 – 2 農商工・産学公連携の推進

・飲食店との連携による市内産農産物活用メニューの提供や、食べ歩きイベント、マルシェを開 催、また、自治会等との連携による農地での防災訓練や、農業景観散策会を実施しました。

4-3 市民農園の新しい展開と農業体験農園の推進

・市民農園の利用料の見直しや、肥培管理マニュアルの作成・配布を実施、農業体験農園の推進 として、利用者募集を市報や市 HP、市民まつりを活用して支援するとともに、開設時の補助金 の活用を呼びかけています。

2 西東京市の農業の現状と課題

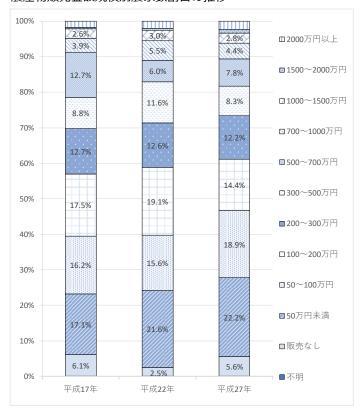
中間見直しにあたり実施した、農業者・市民へのアンケート調査、関連団体へのヒアリング調査及び関連統計資料の分析の結果から、本市の農業の現状と課題について整理します。

(1) 農業経営の現状と課題

○販売金額規模の小さな農家が多く、その割合も増加傾向にある。

本市の農家数を販売金額規模別に見ると、平成27(2015)年現在で50万円未満が最も多く22.2%を占め、販売金額200万円未満が全農家の61.1%を占めます。平成30(2018)年度実施のアンケートでは、過去5年間で、農業所得が減少した方が33.8%を占めています。一方、本市においては兼業農家の割合が高く、農業者の所得においても農業所得以外の所得が多い状況となっています。

農産物販売金額規模別農家数割合の推移

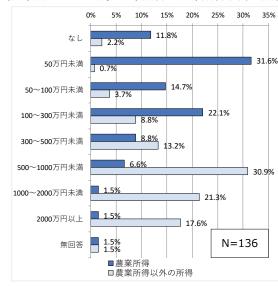


(資料:農林業センサス)

(農業者アンケート) 過去 5 年間の農業所得の変化

項目	件数	割合
増加した	17	12.5%
減少した	46	33.8%
変わらない	64	47.1%
その他	4	2.9%
不明	5	3.7%
合計	136	100.0%

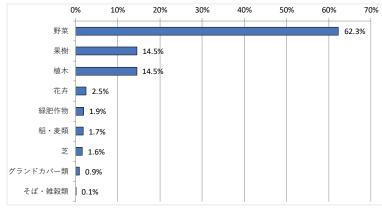
(農業者アンケート) 農業所得と農業所得以外の所得



○野菜の生産を中心に、果樹、植木、花卉の生産がされている。

市内の作付延べ面積 172.7ha のうち、野菜が 107.6ha と 62.3%を占め、次いで果樹と植木がともに 14.5%、花卉は 2.5%となっています。野菜の品目別に見ると、作付面積の上位は、面積順にキャベツ、コマツナ、ホウレンソウ、ブロッコリー、ダイコンとなっています。

品目別作付面積割合



(資料:平成28年農産物生産状況調査)



[キャベツ畑]



〔果樹園〕

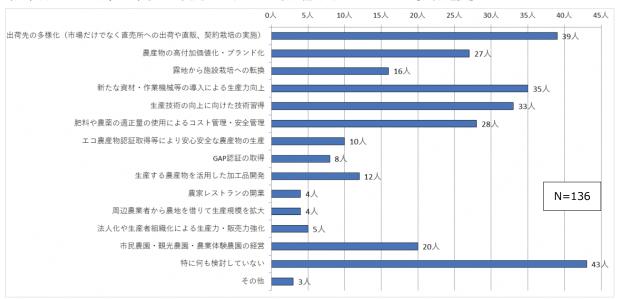
○出荷形態の多様化により農業収入を安定化しようとする農業者が多い。

農業収入を安定させるために今後取り組みたいことについては、出荷形態の多様化に注目する農業者が多く、併せて生産力及び生産技術の向上への意欲が見られます。その一方で、「特に何も検討していない」という回答が最多となっています。農業所得が高い農業者では、「新たな資材・作業機械の導入による生産力向上」や「生産技術の向上に向けた技術習得」への関心が高い状況です。



〔直売所での販売の様子〕

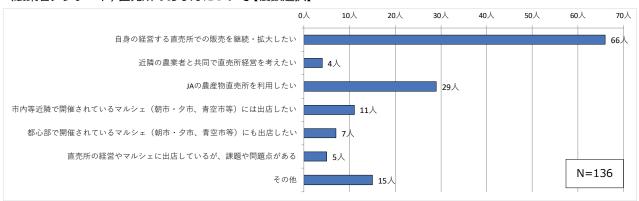
(農業者アンケート) 農業収入を安定させるために取り組んでいきたいこと【複数選択】



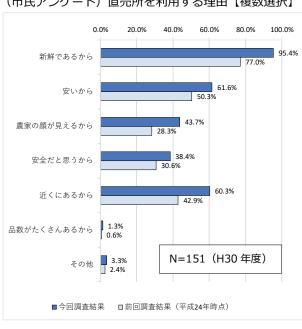
○直売所での販売の継続・拡大を検討する農業者が多数を占める一方、市民が直売所を 利用しない理由は「自宅の近くにないから」との意見が多い。

今後の直売所のあり方については、「自身の経営する直売所での販売を継続・拡大したい」との 回答が多く見られる他、「JAの農産物直売所を利用したい」という回答も多く挙げられています。 市民側の意向としては、「新鮮さ」を求める声が多い一方、直売所を「利用したことがない」方 の最も多い理由は、5年前の「直売所の存在・場所を知らない」から、「直売所等が自宅の近くに ないから」に変化しています。周知は、一定の成果を上げていることが考えられます。

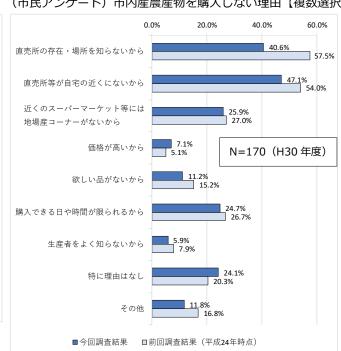
(農業者アンケート) 直売所のあり方について【複数選択】



(市民アンケート) 直売所を利用する理由【複数選択】



(市民アンケート) 市内産農産物を購入しない理由【複数選択】



【今後の課題】

以上のような現状を踏まえ、本市の農業経営の安定化、持続的農業経営等に向けた課題は、 次のとおりです。

- □ 経営規模の小さな農業者の農業経営持続の検討
- □ 農業者の属性に合わせた販路形成や生産力向上・生産技術向上に向けた支援
- □ 地産地消ニーズに対応する直売所の周知継続及び直売機会の拡大

(2) 担い手の現状と課題

○農家数の減少が続いている(繁忙期等の人員確保も課題)。

平成 17 (2005) 年から平成 27 (2015) 年までの 10 年間で、農家数は 23.5%減少し、農家世帯 員数は、421 人減少しています。

ボランティアの活用及びアルバイトを雇う等の対策を講じている農業者の割合は増加していますが、人員確保が必要な繁忙期においても、対策ができていない農業者が多い状況です。

専兼業別農家数及び農業人口の推移

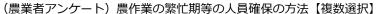
	総農家数	専業農家		兼業農家		
	(戸)	(戸)	総数 (戸)	第1種兼業(戸)	第2種兼業(戸)	(人)
平成 17 年	306	90	138	28	110	1, 117
平成 22 年	276	70	129	41	88	905
平成 27 年	234	78	85	14	71	696

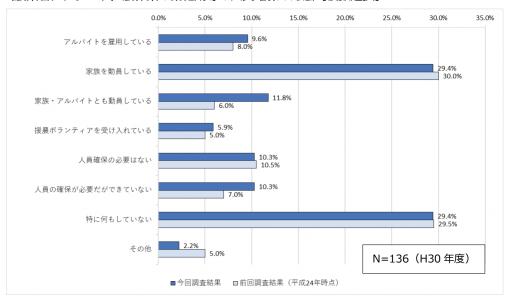
※第1種兼業農家:家計収入のうち、農業収入が最も多い

※第2種兼業農家:家計収入のうち、農業収入よりもその他の収入の方が多い

※平成7年までは総農家数は専業農家と兼業農家数の合計、平成12年からは総農家数は専業農家と兼業農家に自給的農家の合計

(資料:農林業センサス)





○農業者の高齢化が進んでいる。

農業従事者の年齢構成を見ると、平成 27 (2015) 年現在、70 歳以上が最も多く 151 人 (39.9%) を占めます。次いで 50 歳~59 歳 (24.1%)、60 歳~69 歳 (18.8%) と続き、従事者の高齢化が進行しています。このことは、農産物の品目の変化にも影響する他、生産技術の次世代への継承が危ぶまれることにもなります。

基幹的農業従事者の年齢別人口

	平成 17 年 (人)	構成比	平成 22 年 (人)	構成比	平成 27 年(人)	構成比
総数	474	100.0%	413	100.0%	378	100.0%
15~19 歳	0	0.0%	0	0.0%	2	0.5%
20~29 歳	8	1.7%	6	1.5%	10	2.6%
30~39 歳	33	7.0%	25	6. 1%	14	3. 7%
40~49 歳	85	17. 9%	51	12.3%	39	10.3%
50~59 歳	82	17.3%	92	22.3%	91	24.1%
60~69 歳	108	22.8%	77	18.6%	71	18.8%
70 歳以上	158	33. 3%	162	39. 2%	151	39.9%

※基幹的農業従事者は、農業就業人口のうち、ふだん仕事として自営農業に従事した世帯員数

(資料:農林業センサス)

○意欲ある農業者が農業を支えている。

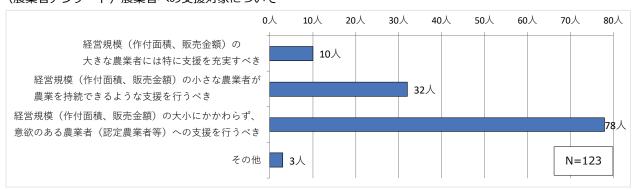
平成30(2018)年7月現在、本市には53名の認定農業者が農業に従事しています。意欲ある農業者が市内農業の中核となり、計画的な農業に取り組んでいます。

認定農業者の主たる品目等を見ると、野菜が 41 名、果樹が 8 名、植木が 4 名、花卉が 3 名、農業体験農園が 2 名、その他が 3 名(重複あり)と様々です。野菜の栽培方法は施設、露地栽培やそれらの組み合わせ、また、出荷先についても直売や量販店との契約栽培を主とする経営、市場出荷や学校給食への納入、それらの組み合わせ等多様です。

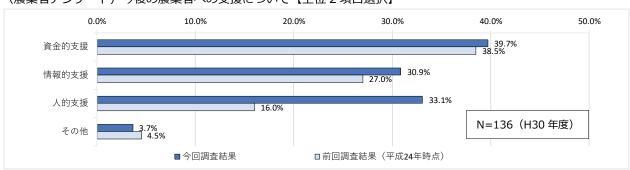
○意欲ある農業者に対する支援要望が高い。

農業への支援対象として、経営規模の大小に関わらず意欲ある農業者に対する支援の要望が農業者から多く挙げられています。支援内容については、資金的支援の要望が最も多く、人的支援への要望も割合が高まっている状況です。

(農業者アンケート) 農業者への支援対象について

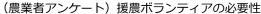


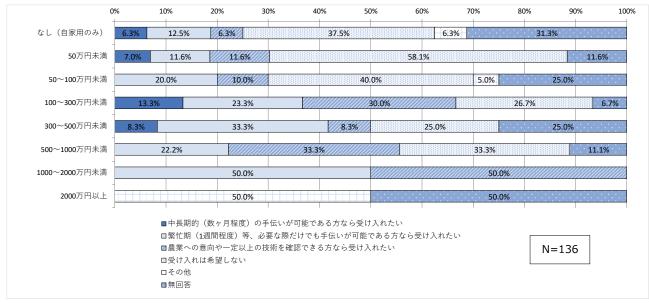
(農業者アンケート) 今後の農業者への支援について【上位2項目選択】



○農業のアルバイトや援農ボランティア等が求められている。

農業所得が高い農業者においては、低い(100万円未満)農業者に比べて、アルバイトや、援農ボランティアの受け入れの意向が高い状況です。





○農業のアルバイトや援農ボランティアへの市民の関心が見られる。

一定割合の市民に農業や農作業の手伝いへの興味が見られます。特に、「20歳代」、「30歳代」、「40歳代」といった若い年齢層で、農業のアルバイトへの興味がある方が多い状況です。援農ボランティアへの関心は、「30歳代」、「40歳代」と「70歳代」の割合が比較的高くなっています。

(市民アンケート) 農業や農作業の手伝いへの興味

項目		全体	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	80 歳~
職業として農業を行いたい	件数	4	0	3	0	1	0	0	0
・	割合	1.1%	0.0%	6.8%	0.0%	1.8%	0.0%	0.0%	0.0%
アルバイト(有償)として、	件数	40	7	8	15	4	6	0	0
農業をやってみたい	割合	11.5%	28.0%	18.2%	20.5%	7.3%	9.1%	0.0%	0.0%
ボランティア(無償)でも	件数	30	0	6	9	4	5	6	0
農業をやってみたい	割合	8.6%	0.0%	13.6%	12.3%	7.3%	7.6%	10.5%	0.0%
農業技術習得のため、金銭を支	件数	2	0	1	0	1	0	0	0
払ってでも農業の手伝いをしたい	割合	0.6%	0.0%	2.3%	0.0%	1.8%	0.0%	0.0%	0.0%
聞 吐 /ナナン/ N	件数	201	17	24	44	38	36	30	11
興味はない	割合	57.6%	68.0%	54.5%	60.3%	69.1%	54.5%	52.6%	40.7%
2.D.W	件数	45	1	1	5	7	17	9	5
その他	割合	12.9%	4.0%	2.3%	6.8%	12.7%	25.8%	15.8%	18.5%

【今後の課題】

以上のような現状を踏まえ、本市の農業の担い手の確保・育成等に向けた課題は、次のとおりです。

- □ 農業者が減少しており、新規就農・後継者確保に向けた支援、次世代への農業 生産技術の継承の検討
- □ 意欲ある農業者への支援・人的支援ニーズへの対応の検討
- □ 援農ボランティアの確保・活躍の場づくり

(3) 農地の現状と課題

○1戸当たり農地面積は小さく、農地の減少が進む。

本市の面積 1,575ha のうち、137ha が畑であり市全域の 8.7%を占めてい ます (平成 29 (2017) 年現在)が、 減少傾向が続いています。

経営耕地面積規模別農家数は、0.5 ha~1.0ha が最も多く36.7%を占め、0.3ha 未満の割合が増加する等、小規模な農地で経営する農家が多いことがわかります。

また、生産緑地は、農地のうち 86.1%、市域全体の 7.5%を占めます が、やはり減少傾向にあります。

なお、農地転用状況を見ると、平成

地目別土地面積

	平成 19 年	平成 19 年 平成 24 年	
総地積(㎡)	15,850,000	15,850,000	15,750,000
畑(m²)	1,914,099	1,769,957	1,373,104
割合	12.1%	11.2%	8.7%
一般住宅地(m²)	6,965,949	7,158,766	7,231,375
割合	43.9%	45.2%	45.9%
非住宅地(㎡)	1,645,038	1,534,050	1,573,041
割合	10.4%	9.7%	10.0%
非課税宅地(m³)	732,375	773,365	771,676
割合	4.6%	4.9%	4.9%
山林(m ³)	119,790	116,266	29,299
割合	0.8%	0.7%	0.2%
雑種地(m³)	503,884	488,580	421,331
割合	3.2%	3.1%	2.7%
その他(㎡)	3,968,865	4,009,016	4,350,174
割合	25.0%	25.3%	27.6%

(資料:市民部資産税課 統計にしとうきょう)

25 (2013) 年~平成 29 (2017) 年の5年間で、221,455 ㎡が転用されており、転用後の用途は、宅地が最も多く 189,549 ㎡ (85.6%)、駐車場や資材置場が5,388 ㎡ (2.4%)、その他が23,979 ㎡ (10.8%) となっています。平成20 (2008) 年~平成24 (2012) 年と比べて、転用先の用途については大きな変化はありませんが、転用面積は約22%増加しています。

経営耕地面積の推移 (農業経営体)

	<u></u> 数工 转(1-)	В	3	灯	H	樹園	園地
	総面積(ha)	面積(ha)	割合	面積(ha)	割合	面積(ha)	割合
平成 17 年	182.00	ı	0.0%	144.27	79.3%	37.73	20.7%
平成 22 年	157.22	0.7	0.4%	119.05	75.7%	37.47	23.8%
平成 27 年	151.61	1.4	0.9%	127.17	83.9%	23.04	15.2%

(資料:農林業センサス 統計にしとうきょう)

経営耕地面積規模別農家数(販売農家) 単位(戸、%)

	平成 17 年	構成比	平成 22 年	構成比	平成 27 年	構成比
総数	228	100.0%	199	100.0%	180	100.0%
0.3ha 未満	18	7.9%	16	8.0%	29	16.1%
0.3ha∼0.5ha	64	28.1%	57	28.6%	46	25.6%
0.5ha∼1.0ha	94	41.2%	78	39.2%	66	36.7%
1.0ha∼1.5ha	29	12.7%	29	14.6%	22	12.2%
1.5ha∼2.0ha	15	6.6%	10	5.0%	6	3.3%
2.0ha∼3.0ha	3	1.3%	7	3.5%	5	2.8%
3.0ha∼5.0ha	2	0.9%	0	0.0%	2	1.1%
5.0ha 以上	3	1.3%	2	1.0%	4	2.2%

(資料:農林業センサス)

生産緑地の変遷

/	合計	+
年	面積(ha)	地区数
平成 20 年	138.75	319
平成 26 年	124.85	301
平成 27 年	122.22	297
平成 28 年	122.22	296
平成 29 年	118.18	296
平成 30 年	115.75	292

(資料:都市計画課)



(生産緑地地区)

農地転用の状況、転用先の用途

		平成 20~24 年 合計	平成 25~29 年 合計	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
転用面積(㎡)		181,439	221,455	36,192	38,039	33,726	57,168	56,330
	件数	319	375	80	73	59	71	92
	住宅等(㎡)	145,447 (80.2%)	189,549(85.6%)	30,228	34,584	27,050	48,891	48,796
	(件数)	247	292	63	57	48	54	70
- 市デ	道路(m)	454 (0.3%)	1,274(0.6%)	388	323	200	68	295
転用	(件数)	6	10	4	1	2	1	2
先の用途	駐車場·資 材置場(㎡)	10,629 (5.9%)	5,388(2.4%)	1,445	742	915	1,027	1,259
蒁	(件数)	23	17	4	4	1	2	6
	その他(㎡)	24,910(13.7%)	23,979(10.8%)	4,013	2,391	5,561	6,036	5,979
	(件数)	43	53	8	11	8	12	14

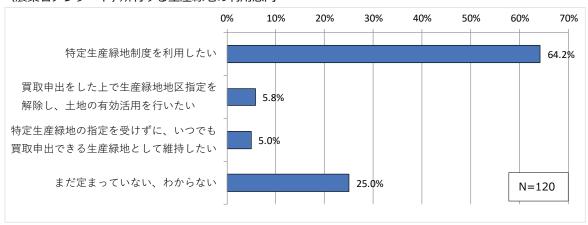
(資料:農業委員会事務局 統計にしとうきょう)

○特定生産緑地制度利用の意向は高い。生産緑地の貸付意向については、市民農園としての活用を望む農業者が多い。

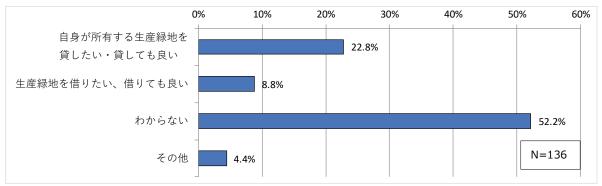
平成34(2022)年から、生産緑地地区の指定後30年が経過し、買取り申出ができるようになります。多くの農業者は特定生産緑地制度を活用して、10年間の生産緑地指定延長の意向を持っていますが、「まだ定まっていない、わからない」との回答も一定割合存在します。

また、都市農地の貸借の円滑化に関する法律が施行され、相続税納税猶予制度適用農地でも貸借が可能になり、さらに、貸借中に生産緑地の相続が発生した場合も相続税納税猶予制度の適用を受けることができることになりました。生産緑地の貸付意向がある方の回答としては、「JA や行政に貸して市民農園を開設してほしい」との回答が最も多い状況にあります。

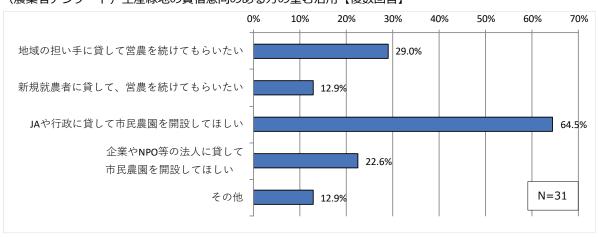
(農業者アンケート) 所有する生産緑地の利用意向



(農業者アンケート) 生産緑地の貸借についての意向【複数回答】



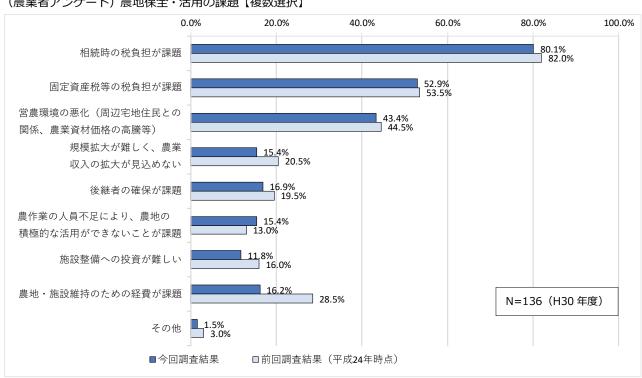
(農業者アンケート) 生産緑地の貸借意向のある方の望む活用【複数回答】



○相続時の税負担が農地の保全活用の課題となっている。

税制面で都市農地を維持していくことが難しいことや、営農環境の悪化といった、農地保全上の 課題が、農業者から引き続き挙げられています。

(農業者アンケート) 農地保全・活用の課題【複数選択】



○農業体験農園等、様々な農地活用が展開されている。

市内には農業体験農園が4園開設され、農業者の指導のもとで、多くの市民が農業に親しみ、楽しんでいます。一方、市民農園は市が運営する農園が5箇所あり、363区画、7,625㎡を提供しています。また、農家開設型の市民農園は3箇所あり、計161区画が市内農業者によって開設・運営されています。

○防災の観点からも農地保全に目が向けられている。

平成30 (2018) 年11月時点で、129,515 ㎡の農地が災害時協力農地として登録されています。災害時協力農地は、災害時の避難場所等として活用することが取り決められており、農業・農地の持つ多面的機能のひとつとして、市民の安全・安心な暮らしを守る役割を担っています。

災害時協力農地の内訳(平成30(2018)年11月現在)

区分	面積	筆数
災害時協力農地	129,515 m ²	107 筆



〔災害時協力農地〕

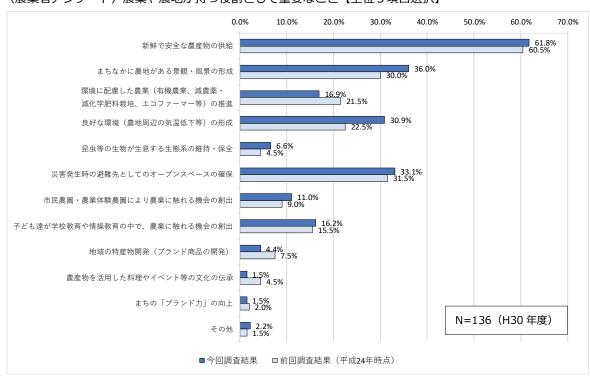
(資料:農業委員会)

○農業や農地が持つ役割として、農産物供給、景観・風景の形成が農業者・市民に共通 した意識となっている。

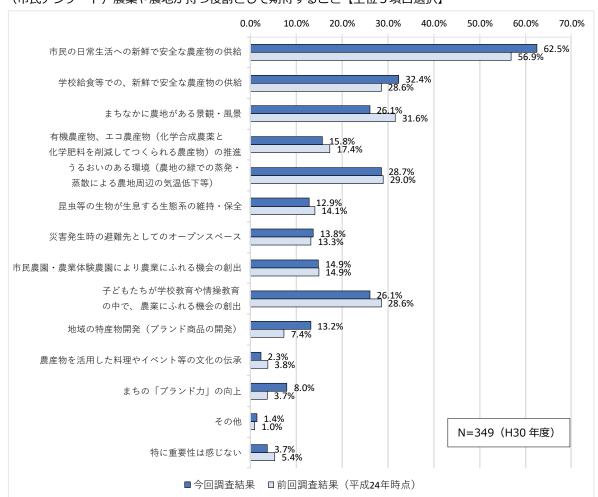
農業者、市民それぞれが、農業や農地が持つ役割として重要なこと(期待すること)として、双方とも、「新鮮で安全な農産物の供給」「まちなかに農地がある景観・風景の形成」(市民アンケートでは「まちなかに農地がある景観・風景」)が上位に挙げられており、農業者と市民との共通した意識が見られます。

また、農業者においては「災害時の避難先としてのオープンスペース」となること、市民からは 「教育における農業に触れる機会」が重要視されています。

(農業者アンケート) 農業や農地が持つ役割として重要なこと【上位3項目選択】



(市民アンケート) 農業や農地が持つ役割として期待すること 【上位3項目選択】









〔めぐみちゃんとファームカーの活用〕 〔学校給食での市内産農産物の利用〕

〔次世代を担う子供たちの農業体験〕

【今後の課題】

以上のような現状を踏まえ、本市の農地の保全・活用等に向けた課題は、次のとおりです。

- □ 農地の保全活用に向けて、特定生産緑地制度の活用や、生産緑地の貸借の円滑 化制度の適切な運用、そのための制度周知の徹底
- □ 農地減少を最小限にするための対策の調査・検討
- □ 市民への農地の多面的な機能の周知による、農地保全への理解

(4) 農業者と市民との交流に係る現状と課題

○市民と農をつなぐ地産地消の取組みや農業体験が行われている。

農業の理解、食育、市内産農産物消費促進に関連した各種イベントを、市やJA等の主催により実施しています。また、JA各支店においては、直売所が設置され、多くの方が市内産農産物を購入できる場所として定着しています。

市内小・中学校においては、給食への市内産農産物の利用の他、 学校農園等も実施されています。

○継続的に援農ボランティアの育成が行われている。

平成 29 (2017) 年度までに、「東京の青空塾」を受講し、修了した援農ボランティア数は 135 名です。修得した技術を、市内農業の支援に活用できるようにする仕組みとして、農のアカデミー体験実習農園が活用されています。



〔市内で開催される即売会〕



〔援農ボランティアの活動〕

○都市と農業が共生するまちづくり事業が展開されている。

都市と農業が共生するまちづくり事業として、平成23(2011)年度より、市内各エリアの農業・ 農地の特徴を活かした各種事業が展開されています。

〔西東京市都市と農業が共生するまちづくり事業概要〕

西東京市都市と農業が共生するまちづくり事業は、以下、4つのエリアの特徴を活かした事業と、市域に係る4つのソフト事業で構成され、当該事業を相互に連携させながら展開しています。

■4つのエリアを活かした事業展開

保谷駅北部エリア: 「花摘みの丘」・「農のアカデミー体験実習農園」を活用

保谷駅南部エリア: 「農のアトリエ【蔵の里】」を活用

田無駅南部エリア: 「緑のアカデミー事業エリア」を設定・活用

市域全体エリア : 「農業普及啓発プロジェクト」を展開

■4つのソフト事業の展開

めぐみちゃんマルシェ等の開催

(各エリア等で市内産農産物の販売を行い、市民の関心を高める) めぐみちゃんメニューの開発

(農業者と商工業者、市民の協力で地産地消の商品開発を行う) 農のアカデミー開設



〔めぐみちゃんマルシェ・ド・ソワレ〕

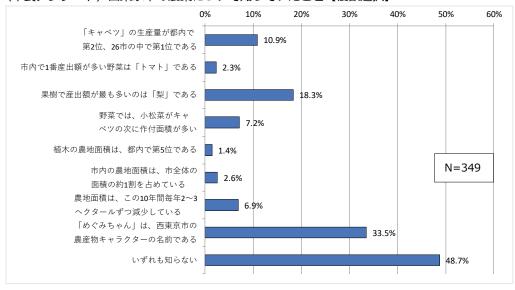
(各ライフサイクルに対応して農とのふれ合いや体験学習ができるような場と機会を設ける) 農とのふれあい散歩道づくり

(各エリアやエリア間での農とのふれ合いや学習ができるルートを設定し、サイン等をつくる)

○市内の農業について、市民認知・理解は高くない。

市内の農業について、市民が知っていることの上位は、「めぐみちゃん」、「梨」、「キャベツ」に関することです。全体的にまだ低い割合であり、「いずれも知らない」が最も高い割合であることから、市内の農業についての認知・理解を高めることを考える必要があります。

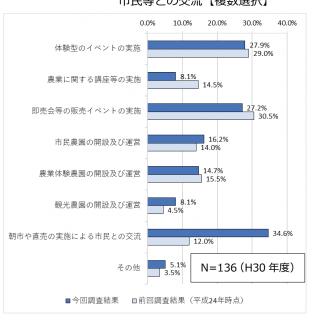
(市民アンケート) 西東京市の農業について知っていたこと【複数選択】



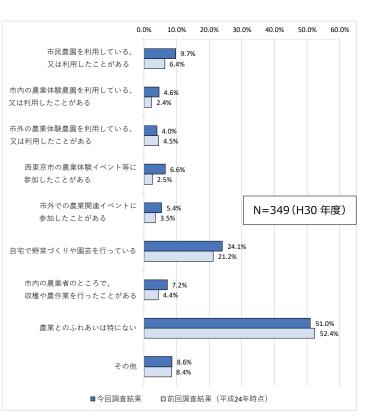
○農業者、市民双方とも、交流に対する意識が多様である。

農業者と市民との交流については、農産物の販売といった直接的な効果に加え、消費者のニーズの把握、さらには、営農意欲の向上等の効果が期待できます。また、市民においては、安全で新鮮な農産物を購入できる機会の創出、並びに、都市農業・農地の保全への理解増進につながると考えられています。

(農業者アンケート) 農業を通じた効果的な 市民等との交流【複数選択】



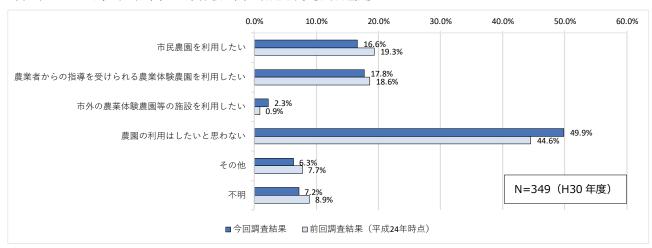
(市民アンケート)農とのふれ合いの経験【複数選択】



○市民や農業者の意向も踏まえた市民農園、農業体験農園のあり方、支援策の検討が必要である。

市民農園及び農業者からの指導を受けられる農業体験農園は、ほぼ同程度の利用意向があります。 今後、生産緑地の貸借による行政や JA、農業者や民間事業者による市民農園(農地の区画貸し)の 開設も考えられます。農業者及び市民の意向も踏まえて、市民農園の活用、農業体験農園の開設支 援について検討を行う必要があります。

(市民アンケート) 市民農園や農業体験農園の利用意向【複数選択】





〔市民農園〕



〔農業体験農園〕

【今後の課題】

以上のような現状を踏まえ、本市の農業者と市民との交流促進に向けた課題は、次のとおりです。

- □ 体験イベントの充実による生産者と市民との接点づくり、本市の農業・農産物への理解増進・PR
- □ 農業を通じた市民等との交流のニーズの多様化への対応
- □ 市民農園、農業体験農園のあり方、支援策についての検討

第3章 計画の実現に向けた施策の展開

1 計画の体系

4つの基本方針(大分類)に基づき、以下、本計画の施策体系を示します。

施策(大分類) 主要事業(中分類) 個別事業(小分類) ○ 直売所の利用の促進 (1)1 直売所のさらなる活用 ○ 公共施設等での販売機会の提供 食と暮らしを 支える多様な ○ めぐみちゃんメニューの推進 2 地産地消の推進 農業 ○ 学校給食との連携 ○ めぐみちゃんブランドの普及啓発 3 販路の拡大と西東京ブラ ○ 地域や商店街との連携 ンドの育成 ○ 地元と連携した後継者育成 1 若い担い手や女性農業者 (2) ○ 農業者の交流機会の創出 多様な担い手 の育成 が生きがいや ○ 農業者と援農ボランティアのマッチン やりがいを感 2 援農ボランティアの活用 グ機会の提供 じる農業経営 ○ 援農ボランティアのスキルアップ ○ 認定農業者農業経営改善計画への支援 3 効果的な支援による農業 新たな支援策の調査・研究 経営意欲の促進 ○ 営農支援事業の適正運営 (3)○ 農地の適正な肥培管理 1 生産緑地の保全 ○ 生産緑地制度への対応 農地の保全と ○ 農地の貸借における仲介の仕組み 活用 づくりの支援 ○ 農業体験・交流型施設の活用 2多面的機能の発揮 ○ 災害時協力農地の拡大 (4) ○ 農業景観散策会の実施 1 各種イベントの実施 ○ 市内産農産物活用事業の実施 農業を通じた ○ 親子で野菜づくりにチャレンジの実施 交流 ○ 農業普及啓発プロジェクトの活用 ○ めぐみちゃんメニューの推進(再掲) ○ 緑のアカデミー事業の実施 ○ 農業と異分野との連携促進 2 農商工・産学公連携の推進 ○ 東大生態調和農学機構との連携 3市民農園の新しい展開と ○ 市民農園の新しい展開 農業体験農園の推進 ○ 農業体験農園の推進

2 施策の展開

4つの基本方針(大分類)に基づき、それぞれ主要事業(中分類)を掲げます。各主要事業については、当該事業が目指す方向性を示し、施策を実現するために展開する個別事業(小分類)を設けています。

(1) 食と暮らしを支える多様な農業

(1)-1 直売所のさらなる活用

これまでの施策実施評価

- 直売所の利用の促進
- ・情報発信やイベントの実施、発信ツールの制 作等取組み実績は多数。また、市内に多数の 直売所があり、市民の市内産農産物への要望 も多いことから事業継続。

○ おでかけマップの更新

・おでかけ図鑑を作成。「直売所の利用の促進」に事業統合し、直売所情報の一体的な発信を強化。

今後の目指す方向性

直売所の営業時間や販売品目等のリアルタイム情報が求められています。直売所の利用促進に向けて、これまでの情報発信を継続するとともに、情報の充実を図ります。さらに、今後、直売機会の拡大を図ります。

○ 直売所の利用の促進【統合】

・本市 HP やおでかけ図鑑等を活用し、直売所のより詳細な情報発信を強化します。

実施主体行政、農業者、JA

○ 公共施設等での販売機会の提供【新規】

・市内産農産物の直売機会の拡大として、公共施設等 の活用を進めます。市内の様々な地域で実施するこ とにより、地産地消の推進を図ります。

実施主体 行政、農業者

(1)-2 地産地消の推進

これまでの施策実施評価

- めぐみちゃんメニューの推進
- ・地産地消・市内産農産物の広報に必要な事業として継続。

○ 学校給食との連携

・市民アンケートにて、重要度の高い事業という評価。 継続的に市内産農産物が活用される仕組みが必要。

▋今後の目指す方向性▮

市内産農産物を市内で消費する仕組みとしてのめぐみちゃんメニュー事業を、継続的に推進します。学校 給食については、利用拡充に向けた学校栄養士との連絡会等に取り組みます。

○ めぐみちゃんメニューの推進【継続】

・飲食店における市内産農産物活用の拡大に向 けて、情報発信を強化するとともに、事業者 と農業者とのマッチングを支援します。

実施主体 行政、農業者、商工業者

○ 学校給食との連携【継続】

・農業者と学校栄養士との連絡会、市内産農産物を利用した共通メニュー等の取組みを支援します。継続的な市内産農産物の活用につながる方策についても検討を行います。

実施主体 行政、農業者

(1)-3 販路の拡大と西東京ブランドの育成

これまでの施策実施評価

○ めぐみちゃんメニューの推進(再掲)

- ・地産地消・市内産農産物の広報に必要な事業として継続。
- ・地産地消の推進での事業に集約。

○ JA 直売所の開設検討

- ・保谷・田無支店において直売会が設立。
- ・その他市内での即売会・マルシェが開催され ていることから事業完了。

○ めぐみちゃんブランドの普及啓発

・農産物キャラクター「めぐみちゃん」の高い知名度 を活かし、さらに活用範囲を広げることで、市内産 農産物の価値向上を促進。

○ 地域や商店街との連携

- ・市民アンケートにて、重要度の高い事業という評価。
- ・農産物の販売、活用の視点から重要な事業であり、 今後も範囲を拡大していくことが必要。

今後の目指す方向性

市内産農産物の販路拡大とブランド価値の向上を図るため、情報発信や直売機会の創出を行い、消費者ニーズに合わせた農産物販路形成を支援します。

○ めぐみちゃんブランドの普及啓発【継続】

・市内産農産物の販売・発信に係るめぐみちゃんの使用拡大を図ります。

実施主体行政、JA、農業者

○ 地域や商店街との連携【継続】

- ▶・地域と連携した市内産農産物の提供を継続します。
- ・市内産農産物の活用促進として、農業者が主催・運営するマルシェに対する支援を検討します。

実施主体 行政、農業者、商工業者



〔西東京市農産物キャラクターめぐみちゃん〕



〔市内産農産物と市内産農産物加工品〕



(JA 東京みらい保谷直売所)



(JA 東京みらい田無直売所)

(2) 多機な担い手が生きがいややりがいを感じる農業経営

(2)-1 若い担い手や女性農業者の育成

これまでの施策実施評価

- 地元と連携した後継者育成
- ・地元との連携について強化することが必要。
- 若い担い手(新規就農者含む。)の育成の検討
- ・東京都フレッシュ&Uターン農業後継者セミナ ー等の制度を活用、関係機関との連携による育 成を支援し、新規就農・後継者を確保。

○ 女性農業者の育成の検討

・農業委員会や直売会等、女性農業者の活躍の場 が拡大。若い担い手(新規就農者含む。)の育成 と一体的に支援を実施。

■今後の目指す方向性■

現状の制度を活用した継続的な育成を図るとともに、若い農業者や女性農業者同士の情報共有の強化を図 る等、地域で農業者を育成するための支援の強化に取り組みます。

○ 地元と連携した後継者育成【継続】

- · JA や東京都と連携、継続して後継者育成に取り 組みます。
- ・指導農業士制度の利用を促す等、地域で後継者 育成を行うための体制強化に取り組みます。

実施主体

行政(市、東京都)、JA(中央会)、 認定農業者

○ 農業者の交流機会の創出【統合】

・若い担い手 (新規就農者含む。)、女性農業者へ の情報提供の強化を図り、意見交換を通じて有 効な支援策を検討します。

行政、JA 実施主体

(2)-2 揺農ボランティアの活用

■これまでの施策実施評価■

- 農業者と援農ボランティアのマッチング機会の提供
- ・農のアカデミー体験実習農園では援農ボランティアが 活発に活動を展開。農業者とのマッチングは、効果的 な方法の検討が必要。

○ 援農ボランティアのスキルアップ

・農のアカデミー体験実習農園において、農 業者による指導を実施。

▋今後の目指す方向性▋

担い手不足の解消策のひとつとして、農業者と援農ボランティアのマッチング機会の提供を一層推進する ともに、援農ボランティアの拡大に向けて、市民が参加したくなる仕組みづくりを検討します。

○ 農業者と援農ボランティアのマッチング機会の提供 │○ 援農ボランティアのスキルアップ【継続】 【継続】

・これまでの取組みを継続し、農のアカデミー体験実習 農園にて援農ボランティアと農業者とのマッチングを 推進します。また、援農ボランティアを増やすための 仕組みづくりを検討します。

実施主体 行政

・これまでの取組みを継続し、農のアカデミ -体験実習農園における援農ボランティ アのスキルアップを推進します。

実施主体 行政、農業者

(2)-3 効果的な支援による農業経営意欲の促進

これまでの施策実施評価

○ 認定農業者への支援の拡充の検討

・認定農業者経営改善支援補助金の創設や認定農業者数の増加。

○ 新たな支援策の調査・研究

- ・直売所の魅力向上を総合戦略事業に位置付け。
- ・今後も農業者の要望、社会情勢の変化、技術革 新等に応じた支援策の検討が必要。

○ 営農支援事業の適正運営

・JAにより営農支援事業を実施。

今後の目指す方向性

認定農業者経営改善支援補助金や、都市農業活性化支援事業補助金等の運用を進めるとともに、認定農業者へのフォローアップの充実を図ります。また、多様な農業形態に対応する新たな支援策について引き続き検討・研究を進めます。

○ 認定農業者農業経営改善計画への支援【新規】

・認定農業者経営改善支援補助金や都市農業活性 化支援事業補助金の運用を進めるとともに、認 定農業者農業経営改善計画のフォローアップを JA、東京都と連携して検討・実施します。

○ 新たな支援策の調査・研究【継続】

- ・直売所への支援策や、都市農地の保全・活用を 推進するため都市農地保全プロジェクト等の支 援策を検討します。
- ・その他、多様な農業形態に対応する支援策について引き続き調査・研究を行います。
- ・東京都等の補助事業の活用に取り組みます。実施主体 行政(市、東京都)

実施主体 行政(市、東京都)、JA

○ 営農支援事業の適正運営【継続】

・JAにより営農支援事業を実施します。

実施主体 行政、JA



〔都市農地保全〕



〔新たな農業技術導入への支援〕



〔援農ボランティアの活動の様子〕



〔援農ボランティア向け講演会〕

(3) 農地の保全と活用

(3)-1 生産緑地の保全

これまでの施策実施評価

○ 生産緑地地区制度への意見の具申

- ・生産緑地法、都市計画法、農地法の改正、都市 農地の貸借の円滑化に関する法律が施行。
- ・農業委員会法に基づき、農業委員会は市に意見を提出。
- ・条例により生産緑地の面積要件を 300 ㎡に引き 下げ(意見の反映)。

○ 農地の適正な肥培管理

- ・農地保全において重要な事業であり、市と農業 委員会が連携して、農地パトロールを実施。
- ・農業者アンケートでも重要度の高い事業という 評価。

今後の目指す方向性

持続的な農業経営のために、生産緑地の保全・有効活用を目指します。生産緑地に係る制度の改正・創設を受け、その適切な運用を図ります。特に都市農地の貸借に関しては、農業者の経営改善、農地の適正な管理につながるよう、JA等と連携し仲介の仕組みづくり等について検討します。

○ 農地の適正な肥培管理【継続】

・農業委員会の協力のもと、引き続き農地の適正な管理を促進します。

○ 生産緑地制度への対応【新規】

- ・特定生産緑地制度の推進を図るため、所有者への周知 の徹底、指定に向けた支援を実施します。
- ・生産緑地の再指定・追加指定に向けて、制度について の情報発信、農地再生の支援を検討・推進します。

実施主体 行政、JA

実施主体 行政 (農業委員会)、JA

○ 農地の貸借における仲介の仕組みづくりの支援【新規】

- ・都市農地の貸借の円滑化に関する法律の施行を受け、地域での担い手への農地集約の仕組みを検討します。
- ・安心して貸借ができる体制について、JA等との連携により、貸し手と借り手の仲介や相談窓口の設置等の仕組みづくりを検討します。

実施主体 行政、JA



〔市長と農業委員会との意見交換の様子〕



〔農業委員会からの意見提出〕

(3)-2 多面的機能の発揮

これまでの施策実施評価

- 花摘みの丘の活用
- ・花卉による景観をポイントにした拠点としての 活用を実施。
- 農のアトリエ「蔵の里」の活用
- ・農業学習や畑の防災訓練等を実施。

○ 災害時協力農地の拡大

・市民アンケートや農業者アンケートでの重要度評価が高く、拡大に結び付く取組みの検討が必要。

今後の目指す方向性

農地が持つ多面的機能への市民の理解を深めるために、これまでも取り組んできた都市と農業が共生する まちづくり事業を推進し、様々な場面で市民が農業とふれ合う機会の提供を拡充します。

災害時協力農地の活用を通じた、農業・農地の多面的機能の市民への広報や、農業者への周知を進めます。

○ 農業体験・交流型施設の活用【統合】

・花摘みの丘、農のアトリエ「蔵の里」、農のアカデミー体験実習農園にて、農業のレクリエーション機能や学習機能を活かした取組みを推進します。

実施主体 行政

○ 災害時協力農地の拡大【継続】

・災害時協力農地の拡大に向けて引き続き、JA との連携を図ります。

実施主体 行政、JA



〔農業景観散策会(フォトスクール)〕



〔農業景観散策会(フラワーアレンジメント教室)〕



〔農のアトリエ「蔵の里」〕



〔畑の防災訓練〕

(4) 農業を通じた交流

(4)-1 各種イベントの実施

これまでの施策実施評価

○ 農業景観散策会の実施

・花摘みの丘や農のアカデミー体験実習農園等を 活用したイベントを実施するとともに、農との ふれあい散歩道を紹介。

○ 親子で野菜づくりにチャレンジの実施

・親子参加型の作付・収穫体験イベントを実施、 参加希望者多数。

○ めぐみちゃんマーケットの開催

・めぐみちゃんメニューの推進に統合し、その中 で効果的な事業を推進。

○ 農とのふれあい散歩道づくり

・農業景観散策会の実施に統合し、効果的な事業 推進を図ることが有効。

○ 市内産農産物活用事業の実施

・イベントへの関心は高いが、より効果的な取組 みにするための事業の検討が必要。

○ 農業普及啓発プロジェクトの活用

・ファームカー等を活用し、市民の農業への理解 を促進。

○ 緑のアカデミー事業の実施

・市内産の植木を使用した緑のアカデミー事業を 実施し、市民の関心の増進、農業者との交流の 機会を提供。

○ ファームカーを活用した即売会(マルシェ)の 検討

- ・即売会等でのファームカーの活用。
- ・直売所の利用の促進と統合し、効果的に事業を 推進することが必要。

今後の目指す方向性

農業・農地・農産物にふれる機会を創出し、本市の農業の魅力を広く市民に普及・啓発するための、効果 的な取組みを進めます。

○ 農業景観散策会の実施【統合】

- ・農業景観散策会を継続し、農業の魅力の普及・ 啓発を図ります。
- ・農とのふれあい散歩道づくりを事業統合し、農 ある景観を活かしたまちづくりに取り組みま す。

実施主体 行政

○ 親子で野菜づくりにチャレンジの実施【継続】

・農業の普及に向け、親子での農作業体験機会を 継続的に提供します。

実施主体 行政

○ めぐみちゃんメニューの推進(再掲)

・飲食店における市内産農産物活用の拡大に向けて、情報発信を強化するとともに、事業者と農業者とのマッチングを支援します。

実施主体 行政、農業者、商工業者

○ 市内産農産物活用事業の実施【継続】

・市内産農産物の市民理解・周知をより図るため の効果的な事業を検討します。

実施主体 行政

○ 農業普及啓発プロジェクトの活用【継続】

・ファームカーやイメージソング等、これまでの 事業を継続的に推進します。

実施主体 行政

○ 緑のアカデミー事業の実施【継続】

・植木農業の振興に向け、継続的に緑のアカデミ ー事業を実施します。

実施主体 行政、JA、農業者

(4)-2 農商工・産学公連携の推進

これまでの施策実施評価

- めぐみちゃんメニューの推進(再掲)
- ・地産地消の推進での事業に集約し事業継続。
- 地域や商店街との連携(再掲)
- ・販路の拡大と西東京ブランドの育成に集約。
- 東大生態調和農学機構との連携
- ・研究をテーマとした連携は難しい点もあるが、将来的には重要。

今後の目指す方向性

地域や商店街の他、めぐみちゃんメニューを通じた市内の飲食店等との連携等について、これまでの取組 みを推進するとともに、農業と異分野との連携を積極的に推進し、新しい枠組みでの農業振興を図り、農産 物の付加価値向上、消費拡大及び市民の農業への理解促進を図ります。

○ 農業と異分野との連携促進【新規】

・商店街・飲食店・小売店との連携、福祉や健康 の視点による連携事業、教育との連携等を推進 します。

実施主体 行政、農業者、商工業者

○ 東大生態調和農学機構との連携【継続】

・新技術導入、新ビジネスの展開, 異分野との連携について、東大生態調和農学機構の協力を得ながら検討します。

実施主体 行政

(4)-3 市民農園の新しい展開と農業体験農園の推進

これまでの施策実施評価

- 市民農園の新しい展開
- ・事業として市民要望は多い。「新しい展開」についての再検討。

○ 農業体験農園の推進

- ・体験農園は市民の農業体験の場として重要。
- ・農業者開設の市民農園も同様に重要。

今後の目指す方向性

市民農園の利用料や新たな位置付けについて検討するとともに、農業体験農園の開設に係る支援や利用者拡大に向けたPRを支援します。

○ 市民農園の新しい展開【継続】

- ・市開設の市民農園について、利用料やサービス 内容についての見直しを継続的に進めます。
- ・農業者による市民農園の開設についても、支援 を検討します。

実施主体 行政

○ 農業体験農園の推進【継続】

・農業体験農園開設経費の補助制度について、引き続き周知、効果的な支援を検討します。

実施主体 行政



(市民農園)



〔農業体験農園〕

3 計画実現に向けた各主体の役割

今後、本計画を実現していくためには、計画に関わる各主体がそれぞれの役割を果たすとともに、 各主体間の連携した取組みが重要です。そのため、計画実現に向けた各主体の役割を以下に示します。

計画実現に向けた各主体の役割

計画に関わる主体	主な役割
曲光土	・農業の担い手、農地、農業環境の管理者として計画を主体的に進める。
農業者	・農業を発展させるために、市民との連携を進める。
	・農業団体の活性化を図るための取組みを進める。
JA	・農業経営を進めやすい環境をつくる。
	・農業者と市民、民間団体、行政を結ぶ役割を果たす。
 本日	・地域の農業の理解者として、安全な食生活の推進、地産地消の推進、農
市民	業者との連携を進める。
商工業者	・地場流通等農業者と市民を結ぶ取組みを進める。
	・農業者や農業団体の活動及び農業と各分野の連携を支援する。
行政(市)	・計画に基づく必要な施設及び設備の整備を支援する。
	・計画に関する情報提供及び進行管理を行う。
行政 (農業委員会)	・市と連携して、計画推進に必要な市への意見の提出、提案を行う。
東京都農業会議	・農地保全、農業振興に係る情報提供等支援を行う。
国・東京都	・農業振興、農地保全に対する各種制度、支援策の整備を進める。

4 計画推進体制の確立

本計画の推進にあたっては、西東京市農業振興計画推進委員会において、毎年度、事業の進捗状況 等を検証・評価することにより、進行管理を行います。

また、行政、農業者・農業団体、JA及び市民等が連携し、各施策の具体化に向けた取組みを進めるとともに、庁内関係部署との協議・調整及び連携を図り、着実に計画を遂行します。

資料編

西東京市農業振興計画推進委員会

平成30 (2018) 年度に推進委員会を5回開催し、計画策定に向けた検討・協議を進めました。

(1) 開催概要

① 第1回推進委員会

項目	内容		
日時	平成30 (2018) 年5月11日 (金) 10時00分から12時00分まで		
場所	保谷庁舎 1階会議室		
議事次第	(1) 第2次農業振興計画中間見直しについて		
	(2)農業振興関連事項の報告について		
	(3)平成30年度第2次農業振興計画に基づく事業について		

② 第2回推進委員会

項目	内容			
日時	平成 30 (2018) 年 8 月 8 日 (水) 10 時 00 分から 12 時 00 分まで			
場所	保谷庁舎 2階会議室			
議事次第	(1)第2次農業振興計画中間見直しについて			
	(2) 市民農園利用料について			
	(3)平成30年度第2次農業振興計画に基づく事業について			

③ 第3回推進委員会

項目	内容		
日時	平成30 (2018) 年10月17日 (水) 10時00分から12時00分まで		
場所	保谷庁舎 1階会議室		
議事次第	(1) 第2次農業振興計画中間見直しについて		
	(2) 市民農園利用料について		

④ 第4回推進委員会

項目	内容		
日時	平成30 (2018) 年12月12日 (水) 10時00分から12時00分まで		
場所	保谷庁舎 4階理事者室		
議事次第	(1) 第2次西東京市農業振興計画中間見直しについて		
	(2) 上位計画の状況		

⑤ 第5回推進委員会

項目	内容			
日時	平成 31 (2019) 年 2 月 7 日 (木) 10 時 00 分から 11 時 30 分まで			
場所	保谷庁舎 別棟 A 会議室			
議事次第	(1) パブリックコメントの結果報告			
	(2)中間見直し案について(まとめ)			
	(3)新規事業の進め方について			

(2) 西東京市農業振興計画推進委員会設置要綱・委員名簿

西東京市農業振興計画推進委員会設置要綱

第1 設置

西東京市における農業施策を計画的に推進するために策定した西東京市農業振興計画(以下「振興計画」という。)を円滑に推進するため、西東京市農業振興計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

第2 所掌事項

委員会は、振興計画を推進する事項について検討し、市長に報告する。

第3 委員会の構成

委員会は、次に掲げる委員12人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 1人以内
- (2) 農業団体の職員 2人以内
- (3) 農業関係者 4人以内
- (4) 市民 3人以内
- (5) 関係行政機関の職員 2人以内

第4 委員の任期

委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。 ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員 の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 委員長等

委員会に委員長及び副委員長を置き、委員 の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、 委員会を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、 可否同数のときは、委員長の決するところに よる。

第7 意見の聴取

委員長は、必要があると認めるときは、委 員以外の者の出席を求め、意見を聴き、資料 の提出を求めることができる。

第8謝金

市長は、第3第5号に規定する関係行政機関の職員を除く委員が委員会に出席したときは、謝金を支給する。

第9 庶務

委員会の庶務は、生活文化スポーツ部産業 振興課において処理する。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運 営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。 附 則

- この要綱は、平成16年8月15日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成19年7月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成24年9月29日から施行する。

西東京市農業振興計画推進委員会委員名簿

(任期:平成30 (2018) 年9月29日から平成32 (2020) 年9月28日まで) (敬称略)

(EM) - 1 1900 (2010) 0 /12010 0 / 1900 (2010) 0 /12010 C/				
	構成区分	氏名	役職等	
委員長	学識経験者	伊藤 泰彦	武蔵野大学/教授	
副委員長	農業団体の職員	田中 誠	東京都農業会議/総務部次長兼業務部次長	
委員	11	本橋 正明	JA東京みらい保谷支店/西東京地区統括支店長	
委員	農業関係者	村田 秀夫	西東京市農業委員会/会長	
委員	"	保谷 隆司	西東京市農業委員会/会長職務代理	
委員	"	下田 茂昭	JA東京みらい保谷地区/そ菜出荷組合 組合長	
委員	"	大谷 孝良	JA東京みらい田無地区/田無農友会 会長	
委員	公募市民	松尾 政司		
委員	"	土谷 高稔		
委員	"	杉山 慶子		
委員	関係行政機関の職員	玉藤 さやか	東京都農業振興事務所農務課/課長代理(地域計画担当)	
委員	"	浅田 幸枝	東京都中央農業改良普及センター/主任普及指導員	

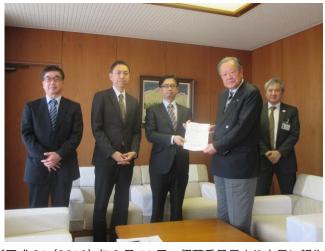
用語解説

	本市では、公益財団法人東京都農林水産振興財団が実施する「援農			
	ボランティア養成講座(東京の青空塾)」を受講し、市内の農業者か			
援農ボランティア	ら実技指導を受けた市民を、援農ボランティアとして認定している。			
P3,8,15,21,24,27,28	援農ボランティアは、農作業体験や農業者との交流等を通じて、都			
	市農業の意義や役割について理解を深めると同時に、農業者とともに			
	安全で新鮮・良質な農産物等の生産の一翼を担う。			
経営耕地	農業者が経営する耕地(田、畑、樹園地の計)の面積をいう。具体			
	的には、農業者が所有している耕地のうち、貸し付けている耕地と耕			
P3,16	作放棄地を除いたものに、借りている耕地を加えたもの。			
災害時協力農地 P9,19,24,30	市内において大規模な災害が発生した際に、延焼遮断や緊急避難場			
	所としての防災機能等を保全するため、生産緑地等を対象に、本市と			
	協定を締結した農地のこと。			
化潜曲架上制序	優れた農業経営を行いつつ、新規就農者等の育成に指導的役割を果			
指導農業士制度	たしている農業者が、都知事から指導農業士として認定を受ける制度			
P27	のこと。指導農業士は、地域農業の振興に関する活動を行う。			
市民農園	本市が借用し運営を行う農地、又は農地を所有する農業者自身が運			
DT 0 4T 40 40 DO DO D4	. 営を行う農地にて、市民が自らの作付け等により、農業体験を行う場			
P7,9,17,18,19,20,23,24	古で行う展地にて、中民の日うの下門の寺によう、展来体験で行う物			
P/,9,1/,18,19,20,23,24 ,32,34	所のこと。			
,32,34	所のこと。			
,32,34 生産緑地	所のこと。 市街化区域内の農地で、次に該当する区域について、市が都市計画			
生産緑地 はじめに,	所のこと。 市街化区域内の農地で、次に該当する区域について、市が都市計画 において定めたもの。			
生産緑地 はじめに, P1,3,6,7,9,16,17,18,20	所のこと。 市街化区域内の農地で、次に該当する区域について、市が都市計画 において定めたもの。 ①良好な生活環境の確保に相当の効果があり、公共施設等の敷地に			
生産緑地 はじめに,	所のこと。 市街化区域内の農地で、次に該当する区域について、市が都市計画において定めたもの。 ①良好な生活環境の確保に相当の効果があり、公共施設等の敷地に供する用地として適しているもの、②300㎡以上の面積を有している			
生産緑地 はじめに, P1,3,6,7,9,16,17,18,20	所のこと。 市街化区域内の農地で、次に該当する区域について、市が都市計画において定めたもの。 ①良好な生活環境の確保に相当の効果があり、公共施設等の敷地に供する用地として適しているもの、②300㎡以上の面積を有しているもの、③農林業の継続が可能な条件をそなえているもの			
生産緑地 はじめに, P1,3,6,7,9,16,17,18,20	所のこと。 市街化区域内の農地で、次に該当する区域について、市が都市計画において定めたもの。 ①良好な生活環境の確保に相当の効果があり、公共施設等の敷地に供する用地として適しているもの、②300㎡以上の面積を有しているもの、③農林業の継続が可能な条件をそなえているものなお、生産緑地について使用又は収益を有する権利を有するもの			
生産緑地 はじめに, P1,3,6,7,9,16,17,18,20	所のこと。 市街化区域内の農地で、次に該当する区域について、市が都市計画において定めたもの。 ①良好な生活環境の確保に相当の効果があり、公共施設等の敷地に供する用地として適しているもの、②300m以上の面積を有しているもの、③農林業の継続が可能な条件をそなえているものなお、生産緑地について使用又は収益を有する権利を有するものは、当該生産緑地を農地等として管理しなければならない。			



P4,9,14,19,20,23,24,32

農業者自らが開設し、市民が利用する農園で、利用者が農園主のき め細かい指導とサポートのもとで、農業体験を行う場所のこと。



計画を認定された農業者のこと。

〔平成31(2019)年3月11日 伊藤委員長より市長に報告〕

第2次西東京市農業振興計画【中間見直し】

平成 31 (2019) 年度~平成 35 (2023) 年度

平成 31 (2019) 年 3 月

発 行 西東京市

編 集 西東京市生活文化スポーツ部産業振興課 〒202-8555 西東京市中町一丁目5番1号

電話 042-464-1311 (代)

